

令和5年度第2回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和5年8月23日（水） 午後3時から 第一委員会室

2 出席者（4名）

出席者 古川会長、佐々木副会長、萩生田委員（欠席）、脇田委員、寺澤委員
事務局 櫻田総務契約課長、山田契約係長 新見主任 佐藤主事

3 議題

（1）審議事項

①労務報酬下限額の考え方について

*事務局が資料1～3にて内容説明。

○意見等

会 長 熟練労働者の労務報酬下限額・熟練労働者と熟練労働者以外の割合については、他の考え方にする議論をする必要があるか。

委 員 熟練労働者の労務報酬下限額・熟練労働者と熟練労働者以外の割合については、令和5年度までと同様の考え方よい。

会 長 特に他に意見がないため、令和5年度までと同様の考え方とする。

会 長 熟練労働者以外の工事の労務報酬下限額については、業務委託の労務報酬下限額を決定したうえで、その金額を勘案して設定をしているため、業務委託の労務報酬下限額をいくりにするかが議論の中心となる。今年度までの労務報酬下限額を設定する考え方は、来年度の東京都の最低賃金額を予想し、その金額に上乗せする金額を決めるというものだが、同じ考え方よいか。

委 員 設定方法は従来通りで問題ないと考えている。近年の最低賃金額の上乗せ額が大幅であったため、さらに質とする上乗せ部分は6円という形で対応してはいるが、今後最低賃金額の上昇幅が落ち着きを見せた際には、質とする上乗せ部分の金額を増やしていきたいと考えている。

委 員 最低賃金額が41円増えたということは、過去の金額の推移と比較しても上昇幅が大きなものである。来年度以降も同様に上昇していくかと

いうのは、現時点では判断が難しい。

委員 最低賃金額を全国平均1,000円目指して毎年3%ずつ増加していたなかで、今年は4%増加した。国では目標金額へ到達したが、世界各国と比較すると日本の最低賃金額が低い現状であり、物価高騰の世界情勢を勘案すると、最低でも3%は上昇すると見込むべきではないか。

委員 過去の推移を確認しても、最低賃金額の上昇幅が減少したということはない。最低でも41円は上昇することを見込み、41円+ α 増額することとして議論していくほうがよい。

委員 春闘でも目立った動きがあり、中間層の賃上げが顕著であった。中間層を下支えしている最低賃金額や労務報酬下限額の上昇幅が小さくなると、下支えが機能なくなってしまう。労務報酬下限額は中間層を支える役目があるものだと認識したうえで、来年度の金額を設定する必要がある。

会長 東京都の最低賃金額が最低でも41円上昇することを前提に、上乘せ部分の金額をいくらにするかを議論し、労務報酬下限額を次回の審議会にて結論をだすということによいか。

○審議結果

- ・今回の議論をふまえて、次回の審議会にて結論をだす。

②令和5年10月からの労務報酬下限額の変更について

*事務局が資料4にて内容説明。

○意見等

なし

○審議結果

- ・事務局案のとおり対応する。

③その他

○意見等

特になし

4 閉会